

Ⅲ. 社会資本整備の進め方についての新展開

1. 公共工事の品質確保の促進

《 方針 》

平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）が施行されました。

この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにして、公共工事の品質確保を促進していくものです。

《 法律のポイント 》

- 公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
- 「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換
- 発注者をサポートする仕組みの明確化

《 目標 》

- 四国の公共工事の品質確保に向けた取り組みを積極的に実施します。
- 国で手本を示し、市町村まで品質確保の取り組みを促進します。

1-1 一般競争入札と総合評価方式の拡大

平成 18 年度から実施している原則、全ての工事において、一般競争入札かつ総合評価方式で発注を継続して推進するとともに、総合評価方式の地方自治体（特に市町村）への普及を積極的に支援します。

1-2 新たな実験計画の推進

品確法の施行を踏まえ、公共工事の品質確保のためには、さらなる談合防止対策やダンピング受注防止対策が必要であり、平成18年度より従来の通達内容等より厳しい措置として入札・契約等における「新たな実験計画（社会実験）」を試行実施しています。平成19年度も引き続き、低価格入札の動向を見極めつつ、その検証を踏まえ計画的に推進します。

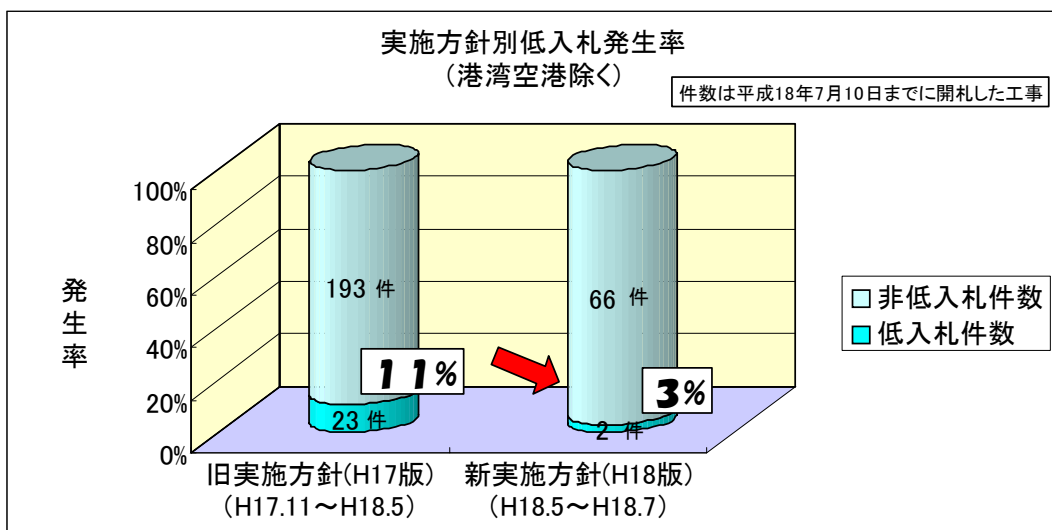
TOPICS ⑳

総合評価方式によるダンピング対策の効果について

ダンピング受注については、公共工事の品質確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながり、建設業の健全な発展を阻害します。

今回、実施方針を改定し3ヶ月が過ぎたことより、平成17年度と比較し、総合評価方式による「ダンピング（低入札）対策の効果」を検証しました。

検証結果は、平成17年度以降に総合評価方式でおこなった四国地方整備局発注工事（港湾空港除く）のうち低入札工事になったものは、旧実施方針（平成17年度版）が11%に対し、新実施方針（平成18年度版）が3%（平成18年7月10日現在開札）と約1/3に減少しました。（下図参照）



1-3 調査設計業務への取り組み

簡易公募型（競争入札・プロポーザル）方式の適用金額を変更し、簡易公募型の入札契約方式を拡大します。（平成18年7月より実施中）

平成18年度より試行実施する業務の総合評価方式の発注について、試行拡大を図ります。

1-4 四国地方公共工事発注者支援技術者登録制度

四国地方整備局と四国4県及び関係市町村は、発注者支援業務の施策展開、地方公共団体等への発注関係事務の支援、協力体制の強化のために関係機関の連携に等について協議を行う「四国地方公共工事情質確保推進協議会」を平成18年7月に設立しました。

平成18年度より、地方公共団体等への発注者支援等を実施するために技術審査、積算、調査・設計、施工管理、検査の発注関係事務を適切に実施できる知識・経験等を有しており、中立・公正な立場で、秘密保持を確保できる者を「四国地方公共工事発注者支援技術者」として登録し地方公共団体等への発注者支援等を実施しており、今後も四国地方公共工事発注者支援技術者登録制度の充実等、発注者支援施策を積極的に推進します。

1-5 新技術活用による四国にふさわしい社会資本整備

公共事業で有用な新技術の活用促進を図ることで、よい技術が育成され、社会に還元されるスパイラルの確立を目指します。

平成17年度に「四国地方整備局新技術活用評価委員会」を設置し、平成19年度についても、さらなる新技術の積極的な活用、試行、評価を行い、公共事業のさらなる品質の確保、コスト縮減ならびに四国にふさわしい社会資本整備を推進します。また、「四国公募テーマ設定方式」として、四国地域の問題解決に向けた技術を公募し、委員会で選定審議した上で、高く評価された技術を実際の直轄工事で試行ならびに技術評価することで、有用な新技術の活用促進を図り、安全で安心な地域づくりを目指します。



災害対策として有用である建設機械遠隔操縦技術の活用促進

2. 広域地方計画策定に向けての取り組み

開発中心の全国総合開発計画（全総計画）に代わる国土の質的向上を目指す新たな計画のあり方を定めた国土形成計画法が、昨年7月に成立しました。また、本年7月には、四国4県から成る広域地方計画区域が決定され、今後国土交通大臣は、四国ブロックとしての広域地方計画を定めることとなります。

平成18年度より学識者等から成る「新四国創造研究会」を設置し、四国の将来のあるべき姿や、その実現に向けた課題等について議論を進めます。

《目標》

広域地方計画の策定については、平成19年中頃に閣議決定が予定されている全国計画を受け、国の地方市分局、地方公共団体等からなる広域地方計画協議会を設置し広域地方計画の検討を行い、平成20年中頃の計画策定を目指します。

